

令和7年度 第1回 安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会 議事概要

1. 開催日時等

日時 令和7年10月2日（木）10:00～12:00

会場 中央合同庁舎第3号館 1階 道路局A会議室（オンライン併用）

議事 (1) 自転車ネットワークの現状・課題【資料1】

(2) 取組の方向性と主な論点【資料2】

(3) 今後の進め方【資料3】

委員 屋井 鉄雄（委員長）

北方 真起、楠田 悦子、久保田 尚、栗田 敬子（WEB）、古倉 宗治、

小林 成基、小林 博、佐藤 栄一（代理：田中 成興）、畑中 絹代、

三国 成子（WEB）

事務局 国土交通省道路局、警察庁交通局

2. 委員からの主な意見

(1) 自転車ネットワークの現状・課題【資料1】

- ・歩道上の事故増加を踏まえ、歩道の方が車道よりも事故が多くなり、最近では1.6倍になっているなど、歩道と車道での事故比率を資料に入れると、ネットワーク整備の前提として有用。（古倉委員）
- ・自転車だけでなく、鉄道、バス、タクシー、電動キックボード等やまちづくりも考慮して、地域の実情に応じて移動手段を確保する計画を考えるべき。（楠田委員）
- ・ネットワークが細切れになっている。特に交差点で途切れる事例が多く、連続性の確保を強化すべき。（小林(成)委員）
- ・自転車用のわかりやすい信号の設置を検討してほしい。（小林(成)委員）
- ・歩道内の普通自転車通行指定部分には、歩行者は入らせず自転車専用とすることを検討してほしい。（小林(成)委員）
- ・ネットワークの完成形を示し、前後で比較ができるとよい。（小林(成)委員）
- ・矢羽根型路面表示がドライバーに認知されていない。定期的な啓発、モニタリングが必要である。（三国委員）
- ・自転車専用通行帯だけでなく、矢羽根型路面表示の上の駐停車についても対策が必要。（畑中委員）
- ・交差点では左折する車が左端に寄ってくるため、自転車の行き場が失われて歩道に上がらざるを得ないことがある。（畑中委員）
- ・高齢者や子供の自転車利用も含め、街の未来の姿を示した上でネットワーク計画を策定する必要がある。歩道を高速で走行する自転車の対策も検討すべき。（畑中委員）
- ・自転車の車道通行を推進する際、走行速度の遅い電動アシスト自転車と走行速度の高い、スポーツバイク等の車道走行方法についてルールを明確にしておく必要がある。（小林(博)委員）

(2) 取組の方向性と主な論点【資料2】

- ・データを PDCA のサイクルに活かすことが重要。ビックデータを買わずに、利用者の参画を促し、アンケート等で簡単に実態を把握する方法もある。地方都市では通学路をベースに地域の自転車ネットワークを積み重ね、高齢者・観光客に展開する積み上げ方が必要。優先順位を持たせることが大事。(楠田委員)
- ・子供のうちにできた習慣はなかなか変えられない。中長期的な目線で子供から新しい交通ルールを身に付けられるよう、教育の機会を設ける必要がある。(楠田委員)
- ・自転車に特化したアプリから取得したデータは、利用者に偏りがある可能性に注意が必要である。(畑中委員)
- ・歩道上に自転車道を作ると、そこに時速 20 キロの特定小型原動機付自転車が入ってきてしまい、歩行者が危険となることが懸念されるので対策が必要。(畑中委員)
- ・歩道を縁石で仕切って自転車道を整備する場合、視覚障害者の誤進入を防ぐための丁寧な誘導が必要である。(畑中委員)
- ・ネットワークの対象者は、実際には混在すると考えられ、優先順位を判断する必要がある。(栗田委員)
- ・歩道上にポールや縁石を設置すると、歩行者がつまずく可能性がある。(栗田委員)
- ・子育て世代に交通ルールを教育する場が無く、十分浸透していないことが課題と考える。(栗田委員)
- ・金沢市では、高校生等をターゲットとしてネットワークを整備している。各道路管理者等関係者による協議会を立ち上げて計画の検討を行い、整備の優先度を公表することで住民の意見も計画にフィードバックしている。また、交通ルールについて街路指導を行い徹底している。(三国委員)
- ・ガイドラインの総論の部分では、ネットワークの必要性、計画策定の効果、ネットワークの基本的な考え方などを記載すべき。(古倉委員)
- ・自転車通行空間の維持管理についてわかりやすく示す必要がある。(古倉委員)
- ・矢羽根型路面表示の認知度の低さは課題である。(北方委員)
- ・自転車の利用促進のためには、歩道通行の危険性等ネットワークの必要性和自転車の利便性を合わせて伝える必要がある。人の行動変容は「便利さ」「得」「感動」により起きる。(北方委員)
- ・歩道から分離した自転車道を活用すべきだが、交差点で途切れるたびに標識が必要になると思われる。また、交差点部で歩行者と混在させると自転車が高速で進入する危険があるため、交差点手前にハンプを設ける、車道側に自転車を下ろす等の対策が必要。(久保田委員)
- ・空間再配分の実施は、自転車単体ではハードルが高いため、ウォークブル等と同時に展開すべき。(久保田委員)
- ・空間再配分における植栽帯の削減については、植栽帯と自転車のいずれも脱炭素の側面があることから、ガイドラインでは柔軟に対応できるとよい。(久保田委員)
- ・狭い幅員の道路の活用方法について、ガイドラインへの記載を検討すべき。(久保田委員)
- ・宇都宮市では、道路の現況幅員やコストの課題があるため、矢羽根型路面表示も活用

しつつ、道路改良や大規模修繕と合わせて段階的に自転車通行空間を整備しており、ガイドラインでも後押しをお願いしたい。(佐藤委員(代理:田中氏))

- ・ネットワークを広げるほど路面表示の維持管理は自治体の負担となる。維持管理についてもガイドラインで示してほしい。(佐藤委員(代理:田中氏))
- ・自転車とまちづくりや他モードとの連携に取り組む自治体の後押しとなるような内容としてほしい。(佐藤委員(代理:田中氏))
- ・地域の足の確保は自治体にとって重要な課題。自転車と他の交通の連携を促進するため、公共交通など自転車以外のデータも重要ではないか。(佐藤委員(代理:田中氏))
- ・金沢では、狭い道路では自転車走行指導帯(車道左端に自転車マークや矢印等を路面に表示)を導入しており、逆走する人はほとんどいない。(三国委員)
- ・交差点部の自転車通行空間確保のため、交差点部の植栽帯を縮小する方法を考えている。(三国委員)
- ・高齢者の健康増進の観点で、アクティブモビリティの考え方により、自転車利用を推進してもよいのではないか。(三国委員)
- ・全ての道路にネットワークを設けるのではなく、自転車の通行を誘導するネットワークを定めて、そこに安全で快適な自転車通行空間を設けるものである。(屋井委員長)
- ・車道混在は、停車を認めつつ自動車と共存するものとして考えられた整備形態である。(屋井委員長)
- ・ガイドラインでは平面交差がない高規格のサイクルスーパーハイウェイに触れられていないが、そのような規格を設け、適地があれば整備を検討してほしい。(屋井委員長)

(3) 今後の進め方【資料3】

- ・データの活用では、現在の自転車の利用状況だけでなく、将来の予測を含めて考えるべき。(屋井委員長)

(その他)

- ・ガイドラインの総論に関して、自転車活用推進計画や地域交通計画等の計画との整合性が重要である。(屋井委員長)
- ・自転車ネットワークは道路だけではないことから、道路管理者、警察のほか、河川等との連携も重要である。(屋井委員長)
- ・ウォーカブルやほこみちを実施する場合、自転車の通行方法も併せて考えるべき。(屋井委員長)
- ・歩道部を活用した自転車道の整備では、道路標識もセットで検討してほしい。(屋井委員長)
- ・普通自転車の定義を整理してほしい。(小林(成)委員)
- ・自動車が自転車の側方を通過する時のルールについて、はみ出し禁止の規制との関係を整理してほしい。(小林(成)委員)
- ・ナショナルサイクルルートにおいて、現地の走行環境がガイドラインに合致していない場合がある。(小林(成)委員)

(以上)